厚生労働省
岩手労働局

Press Release

厚生労働省岩手労働局発表
令和８年　10月　30日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課　　長　田上博教
課長補佐　千田智勝
（電話）　019－604－3007

報道関係者　各位

「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」を実施します
（令和８年12月１日～令和９年１月31日）

～スローガン「あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害」～

岩手労働局では、令和８年11月１日～11月30日を準備期間に、令和８年12月１日から令和９年１月31日まで、「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」を実施します。

本県においては、これからの12月から翌年１月にかけて積雪・凍結などの自然要因が大きく影響し、例年、この時期に発生する転倒災害の約６割、交通労働災害の約５割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっています。また、12月から翌年１月にかけては年末年始の慌ただしさも加わり、季節要因以外の墜落・転落災害など多く発生している災害も含め労働災害のリスクが高まる時季となっていることから、冬季における労働災害防止が極めて重要となっております。

このため、岩手労働局（局長　川又（かわまた）　修司（しゅうじ））では、「令和８年度 いわて年末年始無災害運動」を岩手労働災害防止団体連絡協議会（※１）と協力して別添の実施要綱に基づき実施し、「あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害」をスローガンの下、以下の取組により事業場における労働災害防止活動の推進に向けた取組を促進します。

※１：県内10団体（労働災害防止団体等）で構成される労働災害防止の推進を図ることを目的とする協議会

① 管内の関係機関・団体に対して、本運動の実施にかかる協力を要請し、事業者、労働者、関係団体の意識の高揚を図る。

② 12月１日にキックオフセレモニー(※２)として、岩手労働局長が矢巾町流通センター内（トラック協会交差点付近）の県道にのぼり旗を設置し、本運動の周知を図る。

※２：セレモニーは取材可能です。別途記者発表にてご案内します。

③ 12 月中に建設工事現場の局長パトロール(※３)を実施予定。

※３：取材可能です。別途記者発表にてご案内します。

④ 各労働基準監督署においても地域の労働災害防止団体等と連携し、安全パトロールなどを実施し、冬季特有災害防止の徹底等について事業場に働きかけを行う。

別添

令和8年度　いわて年末年始無災害運動実施要綱

1　趣旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向を示し、平成21年には1,201人まで減少したところであるが、平成22年以降は増加傾向となり、令和4年には年間1,500人を超える状況となった。その後、令和5年以降は年間1,400人前後で推移している。事故の型別に見ると、中期的に転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作、はさまれ・巻き込まれ災害が毎年多く発生している。

令和8年の休業4日以上の死傷者数については、令和7年と同水準で推移しているが、冬季の死傷者数を見ると1月の積雪量が前年と比べて大きく増加し、気温も低かった影響で積雪・凍結など冬季特有要因による労働災害が前年と比べて多く発生した。また、本県の場合、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっている。

このように、本県においてこれからの時季は積雪・凍結などの自然要因が大きく影響するところであり、季節要因の労働災害の防止が極めて重要になる。さらに、年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季であり、季節要因以外の墜落・転落災害など多く発生している災害も重点的に労働災害防止対策を徹底する必要がある。

このため、「令和8年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全確保の重要性の意識を深め、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体等が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

2　実施期間

令和8年12月1日から令和9年1月31日まで

（準備期間　令和8年11月1日から11月30日まで）

3　スローガン

「あなたの安全　家族の願い　年末年始も無災害」

4　主唱者

岩手労働局、岩手労働災害防止団体連絡協議会

《岩手労働災害防止団体連絡協議会メンバー》

（公財）岩手労働基準協会
建設業労働災害防止協会　岩手県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会　岩手県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部　岩手県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会　岩手県支部
岩手県採石工業組合
（公社）ボイラ・クレーン安全協会　岩手事務所
（公財）岩手県予防医学協会
岩手県陸砂利工業組合
（独）労働者健康安全機構　岩手産業保健総合支援センター

5　協賛

岩手県商工会議所連合会
岩手県商工会連合会
岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

6　実施者

各事業場

7　実施事項

⑴ 主唱者の実施事項

ア　構成団体各支部等の地区連絡会議の開催等
イ　構成団体各会員への運動周知
ウ　構成団体各会員への労働災害発生状況の提供
エ　協賛団体、国の機関、地方公共団体、労働団体、事業者団体等への協力要請
オ　報道機関等に対する広報の実施等
カ　安全パトロールの実施等事業場指導の実施
キ　改正労働安全衛生法等（令和7年5月14日公布）に基づく措置事項の周知

⑵ 実施者の実施事項

ア　経営トップによる安全への所信表明
イ　冬季特有災害の防止
① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
（「冬季転倒災害防止対策強化期間」と連携）
② 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
③ 雪降ろしの際の災害防止
④ 火災・火傷の防止
⑤ 一酸化炭素中毒の防止
⑥ 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
⑦ 作業時の低体温の防止
⑧ 準備運動等を通じたけがの防止
⑨ その他の冬季特有災害の防止
ウ　以下に掲げる事項など14次労働災害防止計画に基づく取組の再徹底
① 労働者の作業行動に起因する労働災害の防止
② 建設業における墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの実施
③ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
④ 道路貨物運送事業における「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷役作業時の労働災害の防止
エ　リスクアセスメント・KYの実施及びこれらを踏まえた危険の見える化の実施
オ　安全パトロールなど労働災害防止対策の点検の実施
カ　労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

いわて年末年始無災害運動

実施期間：令和8年12月1日～令和9年1月31日

［準備期間：令和８年11月1日～令和８年11月30日］

あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害

本県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の約6割、交通労働災害の約５割が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて重要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、季節要因以外の墜落・転落災害など多く発生している災害も重点的に労働災害防止対策を徹底する必要があります。

このため、準備期間を含め、各事業場においては、次の取組などを通じて安全意識の高揚及び安全衛生対策の取組の更なる徹底をお願いします。特に冬季特有災害については裏面のチェックリストを用いるなど、対策の点検をお願いします。

- **経営トップによる安全への所信表明**
- **冬季特有災害の防止**
- **14次労働災害防止計画に基づく取組の再徹底**
- **リスクアセスメント・KYの実施及びこれらを踏まえた危険の見える化の実施**
- **安全パトロールなど労働災害防止対策の点検の実施**
- **労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加**



主唱者　岩手労働局／岩手労働災害防止団体連絡協議会

協議会構成団体：（公財）岩手労働基準協会／建設業労働災害防止協会岩手県支部／陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部／港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部岩手県支部／林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部／岩手県採石工業組合／（公社）ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所／（公財）岩手県予防医学協会／岩手県陸砂利工業組合／（独）労働者健康安全機構岩手産業保健総合支援センター

協　賛　岩手県商工会議所連合会／岩手県商工会連合会／岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- □ 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- □ 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- □ 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- □ 滑り難い靴等の着用徹底。
- □ 作業時のヘルメットの着用。

※ 12 月～2 月は冬季転倒災害防止対策強化期間です。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- □ スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- □ 余裕を持った車両運行計画の作成。
- □ 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- □ 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- □ ブラックアイスバーンを予測した運転。※
- □ 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのように黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことで、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- □ 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- □ 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
- □ 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- □ 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- □ ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- □ 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- □ 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- □ 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- □ 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- □ 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- □ 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- □ 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- □ 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

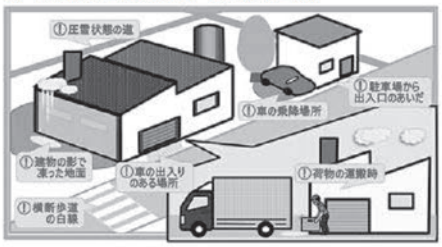
8 その他の冬季特有災害の防止

- □ 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- □ 雪崩による危険防止。
- □ 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- □ 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- □ 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

職場から転倒災害をなくしましょう！

《12 月～ 2 月は冬季転倒災害防止対策強化期間です》

★ 転倒危険マップの作成



★ 滑りにくい靴の着用



ピン・金具付きの靴底

金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。
脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。



深い溝のある靴底

グリップ力が強いため滑りにくくなっています。
溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。